

## 非上場株式の相続税評価に関する総則 6 項事案 ～M&A の途中で生じた相続～

ファミリーコンサルティングニュースレター

デロイト トーマツ 税理士法人

ファミリーコンサルティング

2023 年 6 月

### はじめに

相続税や贈与税を計算する際、まずは、個々の財産の評価を行う必要がありますが、この財産の評価については、原則として国税庁が財産の評価方法を定めたマニュアルである“財産評価基本通達”に基づき評価します。この財産評価基本通達には、非上場株式である場合には、「類似業種比準価額方式、純資産価額方式又はその折衷方式により評価する」など、個々の財産の種類に応じて、詳細にその評価方法が定められております。

しかしながら、この財産評価基本通達には、国税庁による、いわゆる『伝家の宝刀』と呼ばれる財産評価基本通達総則 6 項（以下、総則 6 項）という規定が存在します。近年、この『伝家の宝刀』について不動産の評価に対し適用された事案が注目を浴びましたが、本ニュースレターでは非上場株式の評価について、この『伝家の宝刀』である総則 6 項が適用された事案を解説します。

ご参考 ～財産評価基本通達総則 6 項（この通達の定めにより難しい場合の評価）～

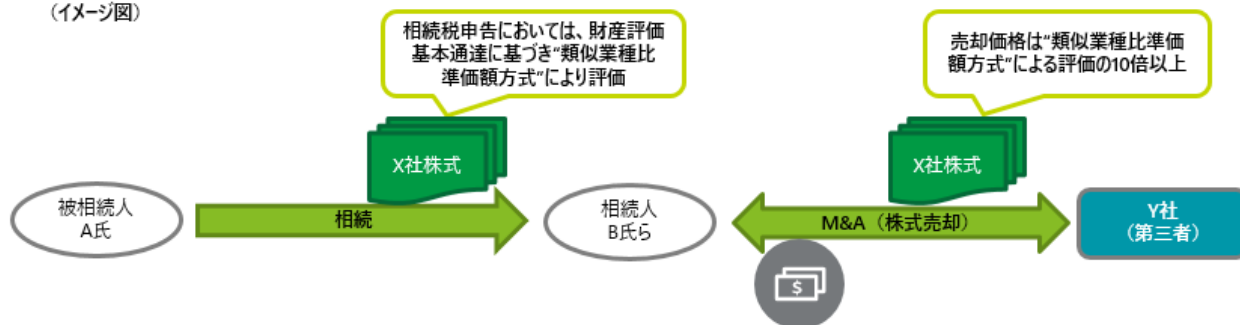
6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する

### 事案の解説

#### 1. 本事案の概要

非上場会社 X 社（以下、X 社）の株主であった A 氏（以下、A 氏）は、生前、X 社株式を第三者である Y 社（以下、Y 社）へ M&A（株式売却）しようと考えていましたが、その M&A の途中で相続が発生してしまいました。X 社株式を相続人 B 氏ら（以下、B 氏ら）が相続し、その後、B 氏らは、X 社株式を Y 社へ M&A しています。また、A 氏の相続税申告における X 社株式の財産評価は、財産評価基本通達に基づき『類似業種比準価額方式』により評価し、相続税の申告を行っていますが、この『類似業種比準価額方式による評価』と『M&A における X 社株式の売却価格』には 10 倍以上の乖離が生じています。

（イメージ図）

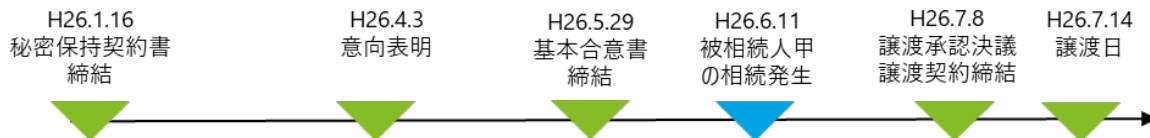


その後、相続税申告について税務調査が行われ、X 社株式の相続税申告の評価額について所轄税務署長が総則 6 項を適用し、税務署が依頼した外部鑑定業者が算出した価格に基づき更正処分を行いました。B 氏らはこれを不服とし、審査請求を行いました。その結果、国税不服審判所において、所轄税務署長の更正処分が認められ、審査請求が棄却（納税者が敗訴）された事案になります。（令和 2 年 7 月 8 日仙台国税不服審判所裁決）

## 2. 本事実の時系列・各時点の株式の評価額（価格）と算出方法

### (1) 時系列

A 氏が M&A の相手先である Y 社と秘密保持契約書を締結してから、B 氏らが X 社株式を Y 社に売却するまでの時系列は下図の通りです。



### (2) 各時点の株式の評価額（価格）と算出方法

X 社株式に関する基本合意価格・譲渡（契約）価格、B 氏らの相続税申告における評価額、税務署が依頼した外部鑑定業者が算出した価格・その算出方法は下表の通りです。

項目	価格	算出方法
基本合意価格・譲渡（契約）価格	105,068円/1株	A氏、B氏らとY社の交渉により合意した価格
B氏らの相続税申告における評価額	8,186円/1株	財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額方式
税務署が依頼した外部鑑定業者が算出した価格	80,373円/1株	DCF法、株価倍率法及び取引事例法により株主価値を分析し、その分析結果が重なるレンジの上限値と下限値の平均値

## 3. 国税不服審判所における判断

### (1) 相続税法における『時価』と財産評価基本通達総則 6 項の位置づけ

国税不服審判所では、まず、相続税法における『時価』と財産評価基本通達の位置づけについて説明していますが、その要点は下記の通りです。

- 相続税法第 22 条において、財産の価額（評価）は、その財産の『時価』により評価することとされている
- この『時価』とは、『客観的交換価値』をいうものと解される
- 『客観的交換価値』は、一義的に決められるものではないが、その財産の状況等に応じて個別に評価方法を検討する場合は、迅速、かつ、適切な課税事務執行ができないため、原則として財産評価基本通達に基づき評価することとされている
- ただし、財産評価基本通達に基づく評価方法を画一的に適用することで、かえって公平性を欠くような『特別の事情』がある場合には、個々の財産の状況等に応じて適正な『時価』を算定すべきである
- 総則 6 項については、上記の趣旨から設けられている規定である

### (2) 本事実における総則 6 項の適用可否について

次に（1）を受けて、本事実における総則 6 項の適用可否について説明していますが、その要点は下記の通りです。

- 財産評価基本通達に基づく X 社株式の評価額（8,186 円/1 株）は、税務署の依頼した外部鑑定業者が算出した価格（80,373 円/1 株）及び実際の売却価格（105,068 円/1 株）と著しく乖離している
- よって、相続開始時における X 社株式の『客観的交換価値』を算定するにあたって、財産評価基本通達に基づく評価方法が合理性を有するとはいえない
- このような状況で、形式的に財産評価基本通達に基づく評価を全ての納税者・財産において用いるという形式的な平等は、かえって租税負担の実質的な公平性を著しく害することが明らかである
- したがって、財産評価基本通達に定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき『特別の事情』がある

### (3) X 社株式の評価額

最後に、総則 6 項を適用する場合の本事案の X 社株式の評価額について、基本合意価格及び譲渡（契約）価格については、主観的事情を捨象した取引価格とはいえないとし、一方で、税務署が依頼した外部鑑定業者の算出した価格は、適正な算出方法であり、合理性を有するため、相続税法 22 条における『時価』と認められるとしました。

## まとめ

過去の総則 6 項事案に関する裁決や判決をみると、『財産評価基本通達に基づく評価と鑑定価格・売却価格との乖離』『税負担軽減の意図があったか否か』『取引の異常性』等を踏まえて、総則 6 項の適用を判断したように見受けられますが、本事案においては、『税負担軽減の意図』や『取引の異常性』はないと見受けられ、単に『財産評価基本通達に基づく評価と鑑定価格・売却価格との乖離』だけをもって総則 6 項を適用したように感じられます。この点が過去の総則 6 項事案と大きく異なるものと考えられます。

本裁決後に納税者から裁判所へ訴訟が提起されているようであれば、その判断を待ちたいところですが、裁判所の見解が判明しない現時点では、1 つの財産に対して、時期が近い 2 時点で 2 つの価格が生じている、いわゆる『一物二価』のような状況の際には特に注意をする必要があると考えます。



パートナー 梅村 芳志

税理士

[yoshiyuki.umemura@tohmatu.co.jp](mailto:yoshiyuki.umemura@tohmatu.co.jp)



マネージャー 中村 遼

税理士

[ryo1.nakamura@tohmatu.co.jp](mailto:ryo1.nakamura@tohmatu.co.jp)

## 執筆者

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人 ファミリーコンサルティング

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : [family-consulting@tohmatu.co.jp](mailto:family-consulting@tohmatu.co.jp)

会社概要 : [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス : [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

ファミリーコンサルティングサービス : [www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp](http://www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BSI 764470 / ISO 22301